

英国型政治制度はなぜ普及したか

齋 藤 憲 司

- ① 福澤諭吉は、明治維新前に刊行した著名な『西洋事情初編』で英国の政治制度について「天地と共に永久にすべき」と絶賛した。のちにアメリカ大統領となるウッドロー・ウィルソンは、若かりし頃の論文で英国の政治制度が「世界の流行」で、アメリカも英国型の議院内閣制を採用すべきと指摘した。
- ② 英国の政治制度が世界中に広まったのは、英国の植民地政策と深く結び付き、文字通り英国型のモデルが各植民地に「輸出」されたからである。輸出されたモデルは、後に自治領と呼ばれるようになった初期の植民地と 19 世紀後半に新たに獲得された植民地とは異なる発展を見せた。また、輸出は、植民地憲法の制定、それが独立するときの憲法の制定という形式で行われた。
- ③ 輸出された制度の態様は、議会の成立、王権の制限、議院内閣制の確立、下院の上院に対する優越の各点から測定することができる。初期の植民地では議会在が成立したあと、英国王の代理人である総督との間に摩擦が生じ、アメリカのように独立するかカナダのように英国型の議院内閣制の責任政治に移行した。新たに獲得された植民地では、選挙による議院は存在せず、責任政治は独立時まで持ち越された。
- ④ 日本には、明治維新时期、第二次世界大戦直後、1990 年代の政治改革の時期に大きな影響を及ぼした。
- ⑤ 明治維新时期は、「世界の流行」の時代で、福澤諭吉がその紹介に大きな役割を果たした。福澤の思想は、大隈重信の国会開設の奏議につながってゆくが、王権の制限、議会による政府の統制という英国型は王政復古を推進した明治の支配層には受け入れ難く、プロシャ型の明治憲法を制定する。
- ⑥ 敗戦後、明治憲法の改正を余儀なくされる中で、GHQ は、英国型政治制度に近い案を示し、さらに、極東委員会の要求でさらに英国型に近づける規定が盛り込まれることになった。これは英国が新たに獲得した植民地の「独立の時代」の直前の時代であり、「世界の流行」の最後のモデルであった。
- ⑦ 1990 年代以降の政治改革は、1994 年の衆議院の小選挙区比例代表並立制導入、党首討論、マニフェスト選挙、政治主導など、英国型のモデルを参照したものであった。英国内では 1997 年以降のブレア政権による「憲法改革」により、議会の権限の移譲、レファレンダム制度導入による議会主権の制限などモデルの変容が進んでいる。
- ⑧ 本稿では、英国型政治制度の世界的伝播の足跡をたどる。

英国型政治制度はなぜ普及したか

政治議会調査室 齋藤 憲司

目 次

- はじめに
- I どこに輸出されたのか
 - 1 英国植民地とは
 - 2 輸出の形式
- II 何を輸出したのか
- III 植民地における制度の展開
 - 1 早期の植民地
 - 2 王権の制限
 - 3 責任政治制度の確立
 - 4 19 世紀後半の植民地
- IV 独立時の制度とその展開
 - 1 政治制度の変遷
 - 2 議会の構成
 - 3 国王の権限
 - 4 議院内閣制
- V 日本にどのような影響を与えたか
 - 1 三つの時代
 - 2 明治期憲法構想
 - 3 日本国憲法制定
 - 4 1990 年代政治改革
- おわりに

はじめに

福澤諭吉は、明治維新前の1866（慶応2）年に刊行した『西洋事情初編 卷之三⁽¹⁾』をまるごと英国の制度紹介に当て、英国の政治制度については、「此政治ハ天地ト共永久スヘシ」と多大な賛辞を送っている。

同じ頃、のちにアメリカ大統領となるウッドロー・ウィルソンは、歴代の大統領の中で唯一博士号を有する政治学者であり、ジョンズ・ホプキンス大学の博士課程在籍中の1884年に発表した論文で、英国型の政治制度が「世界の流行」であり、アメリカにおいても大統領制に代えてこれを採用すべきだ⁽²⁾とし、英国型の政治制度を絶賛した。

ウィルソンの逸話は、政治学者のアレンド・レイプハルトが民主主義体制を多数決型とコンセンサス型で対比して分析した著作⁽³⁾の中で紹介されているが、同じ著作の中でレイプハルトは、英国型の政治制度の多くの特徴がカナダ、オーストラリア、ニュージーランドそしてアジア、アフリカ、カリブ海の旧英国植民地が独立する際に「輸出された (exported)⁽⁴⁾」としている。

輸出は、文字通り、制度を輸出することによって行われた。制度を憲法に書いて各植民地に輸出したのである。英国は、最盛期には世界の約40%を支配し、そこに制度を送り込んだのであるから、「世界の流行」となるのは、いわば当然のことであった。

英国型政治制度は、どのようにして世界に伝わっていったのであろうか、さらには、日本に

どのような影響を及ぼしたのか。ここでは、これらについて考察する。

I どこに輸出されたのか

1 英国植民地とは

植民地は、獲得された時代、獲得の形態、入植の方法などで分類することが可能であるが、政治制度の観点からは、後に自治領と呼ばれるようになった初期の植民地と19世紀後半に新たに獲得された植民地とに大別できる。

前者は、16世紀に始まる重商主義による植民地争奪戦争の結果として、入植地 (settled)、征服地 (conquered) 及び割譲地 (ceded) として得られた植民地である。まず、アメリカ植民地と西インド諸島を獲得し、1783年にアメリカの独立がパリ条約で承認され、アメリカ植民地を失ったものの、北アメリカでは、ケベック獲得ののち1867年にカナダ連邦を結成した。太平洋地域では、1788年にオーストラリアのサウスウェールズへの流刑植民を開始し、1840年にはニュージーランドに入植を開始した。また、アフリカでは、1815年のウィーン会議によるケープ植民地のオランダからの割譲があった。入植地は、ある土地を離れて新たな社会を形成するとの本来の植民の意味において獲得された場所であって、そこには先住民族が少なく、気候、土地など本国と似かよい、また、法的には固有の法が存在しない所であると考えられ、入植者達は、英国の法を持ち込み、英国の延長という形で社会を形成したのである。

後者は19世紀後半、大英帝国が最も劇的な

(1) 福澤諭吉纂輯『西洋事情』尚古堂、慶応2(1866)。

(2) Woodrow Wilson, "Committee or Cabinet Government?" *Overland monthly and Out West magazine*, Vol.3 No.1, Jan 1884, p.33.

(3) Arend Lijphart, *Patterns of democracy: government forms and performance in thirty-six countries*, New Haven: Yale University Press, 1999.

(4) *ibid.*, p.10. レイプハルトの日本語訳版(アレンド・レイプハルト(粕谷祐子訳)『民主主義対民主主義—多数決型とコンセンサス型の36ヶ国比較研究』勁草書房, 2005.)では、「採用されることになった」と訳しているが(同書, p.7.)、文字通り「輸出」なのである。

発展を遂げた時期に獲得された植民地である。経済的には産業革命による商品販路の拡大と資源の確保、政治的には自国の政治体制を世界に拡大しようとする政治的ナショナリズム、また社会的には人種優位の思想、西欧文明の伝播、布教活動などを背景に、大英帝国の覆う地域は、アジア、アフリカにまたがった。その多くは、保護領 (colonial protectorate)、保護国 (protected state) 及び委任統治領 (trust territory) であった。このうち、保護国は、程度の差はあるものの既に国家権力が確立した国であり、国家の有する諸権限のうち防衛、外交等の事項に限ってその権限を、国際法上有効と認められた条約により他国に委ねた国のことであり、それ以外の権限はその国に留保されていた。これに対して、保護領は、一般的に条約によらないで保護された地域である。条約による例もいくつかあるが、その場合、国際法上の条約とは考えられておらず、保護する国を拘束するものではなかった。したがって、保護国のように防衛、外交関係に限定されず、国内事項についても英国の権限が及んだ。そのため、保護領といっても実際の植民地政策は、入植による植民地における場合とほぼ同一となった。

このように、制度を輸出する対象となったのは、保護国以外の入植等による植民地、保護領及び一部の委任統治領であった。

2 輸出の形式

政治制度は何によって規定されるのか。

英国においては、憲法は、「国家の政治制度の全体及びその政治を創設し規制又は支配する法則の集成⁽⁵⁾」であって、専ら国家の統治機構を定めるものと考えられており、こ

のことは、日本語で通常は憲法と訳す英語の“Constitution”が「国家の組織法」を意味することからも見てとれる。英国憲法の源泉となるのは、①議会の制定法、②コモンロー又は法の解釈による裁判所の判例、③憲法習律、④法学者の憲法学説と考えられている⁽⁶⁾。政治体制を規定する制定法は、20世紀末から21世紀初頭にかけての労働党政権の一連の憲法改革において憲法とされる制定法が多く制定されたものの、それ以前は、金銭法案や一般法案の審議における庶民院の貴族院に対する優越を定めた1911年及び1949年の議会法⁽⁷⁾や1972年のヨーロッパ共同体に関する法律などわずかであり、そのほとんどを憲法習律に依っていたのである。

植民地の政治制度を定める根拠もバリエーションがあり、初期に成立した植民地においては、最初に、英国国王の指示 (instruction)、国王布告などがまず裁判権の根拠を提供し⁽⁸⁾、そののち、英国議会の制定法、枢密院令 (Order in Council) などにより植民地における憲法が定められた。

植民地の獲得の歴史と植民地憲法の歴史は共同歩調で推移し、一つの時期の憲法の発展の成果がそのまま次の時期に引き継がれている。当初、英国憲法の持ち込みという形でアメリカ植民地において発展した憲法は、アメリカ合衆国の離脱という事態を迎えたが、アメリカ合衆国憲法の理念の一部はその隣接植民地カナダへと引き継がれ、カナダにおける憲法の発展は自治領の憲法となった。カナダ憲法の基礎となった1867年英領北アメリカ法⁽⁹⁾の前文には、「連合王国の憲法と同じ原理の憲法を有する一つの自治領に連邦として統合したい旨の希望を表明し

(5) K. C. Wheare, *Modern Constitutions*, 2nd ed., London: Oxford University Press, 1966, p.1.

(6) E. C. S. Wade and G. G. Phillips, *Constitutional and Administrative law*, 9th ed., London: Longman, 1977, pp.9-29.

(7) Parliament Act, 1911, 1 & 2 Geo.5 c.13; Parliament Act, 1949, 12, 13 & 14 Geo.6, c.103.

(8) 北アメリカ、西インド諸島では、1763年のパリ条約のち獲得した新植民地に対する国王布告 1763年10月7日による。W. Kennedy, *Documents of the Canadian Constitution 1759-1915*, Toronto: Oxford University Press, 1918, pp.18-21.

た」とあり、もちろんここにいう憲法は、国家の組織法であるが、この時点の英国の制度が「輸入」されたのである。カナダ憲法は、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカの自治領諸国の憲法のモデルとなった。

またアメリカ植民地と同時期に成立した西インド諸島の憲法の展開は、第二次世界大戦のうちに独立した植民地の基礎となった。これらの国に対して自治領諸国の憲法が多大の影響を及ぼしたことはない。

英国が制定し植民地に適用する方式は、その植民地が独立する際にも用いられた。

カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカの自治領と呼ばれた植民地は、1931年のウェストミンスター法⁽¹⁰⁾により独立的地位を保障されたが、その時点で憲法であったのは、それ以前に英国議会が制定した法律であった。アメリカ合衆国のように独立と憲法制定が同時期に行われたわけではなく、英国とこれらの植民地との法的関係は、曖昧なまま残され、ニュージーランドは、1947年にウェストミンスター法適用法⁽¹¹⁾を制定し、国内事項に関する立法管轄権を獲得し、1947年に英国議会の法律ニュージーランド憲法改正法⁽¹²⁾によって、憲法制定権限が英国から移管された。1982年に

なってカナダは英国議会の制定法カナダ法⁽¹³⁾により憲法制定権を英国から移管し⁽¹⁴⁾、オーストラリアが英国との法的な関係を遮断したのは1986年オーストラリア法⁽¹⁵⁾が英国議会で制定されてからであった⁽¹⁶⁾。

これに対し、19世紀後半に獲得され第二次世界大戦後に独立したアジアやアフリカ地域の国については、アメリカ合衆国のように独立と新憲法の制定が同時に行われた⁽¹⁷⁾。ただし、アメリカ合衆国のように戦争によってではなく、もちろん独立に向けての運動や闘いはあったけれども、手続的には平和裏に行われたのである。そのモデルとなったのは、1947年独立のセイロン（現スリランカ）であった。

独立と憲法を定める手続は、通常、次のようであった。

- ①憲法会議の開催…植民地の政府及び政党などの人民代表と英国政府との間の協議
- ②憲法会議における憲法草案の作成
- ③英国議会による独立を定める法律の制定…新憲法を定める枢密院令の根拠法となる。
- ④枢密院令の公布…国王大権又は1890年の国外裁判権法に基づく枢密院令、枢密院令の別表（schedule）で憲法を定める。

英国議会による独立を定める法律は、新たに国となる国名を冠した〇〇法又は〇〇独立法と

(9) 現在は、1982年カナダ法により、1867年憲法法と名称変更。1982年以前の歴史にかかる部分については、英領北アメリカ法という呼称を使用した。

(10) Statute of Westminster 1931 (22 & 23 Geo.5 c.4) (UK)

(11) Statute of Westminster Adoption Act 1947 (No.38 of 1947) (NZL)

(12) New Zealand Constitution Amendment (Request and Consent) Act 1947 (No.44 of 1947) (NZL)

(13) Canada Act 1982 (1982 c.11) (UK)

(14) 齋藤憲司「1982年カナダ憲法—憲法構造と制定過程」『レファレンス』381号, 1982.10, pp.74-118.

(15) Australia Act 1986 (1986 c.2) (UK)

(16) 齋藤憲司「オーストラリアの『独立』—イギリス議会による1986年オーストラリア法制定」『ジュリスト』872号, 1986.11.5, pp.56-63.

(17) 例外は、インドとパキスタンである。第二次世界大戦後、最初に英国から独立したのは、インドとパキスタンである。持続的に行われたインド独立運動の成果として、1947年にインド独立法が英国議会で制定され、二つの新たな自治国、インドとパキスタンが創生され、全ての権限が委譲された。同法は、もっぱら二つの国を作り出すことのみに向けられたものであり、憲法に関する規定は置かれていなかった。憲法の作成は、各々の制憲議会に委ねられたのである。これは、植民地時代の統治構造を定めるものが1935年インド統治法という英国議会の制定法であったことによる。こうして、インドでは1950年、パキスタンでは1956年に憲法を制定した。

呼称され、独立を認め、英国の法が今後適用されないことを定め、新憲法を定める根拠を規定した。自治領のように制定法ではなく枢密院令で憲法を定めるのは、これらの植民地は、以下で述べるような王国植民地政治の適用を受け、その統治機構は、議会の制定法ではなく国王大権から導き出される命令である枢密院令によって定められていたので、独立の際の憲法も枢密院令に制定されたのである。憲法草案を作成する憲法会議に英国政府の代表が加わることで、独立時の新憲法は、植民地時代の政治制度、すなわち英国型政治制度をそのまま引き継ぐ場合がほとんどであった。とりわけ、1962年に独立したジャマイカ⁽¹⁸⁾を初めとする西インド諸島の国々では、ほぼ同一の条文により構成される憲法がそれぞれの国に与えられた。

このように、新たに獲得した植民地に関しては、英国の政治制度を独立憲法の制定という形式でその植民地に「輸出した」ということができる⁽¹⁹⁾。また、この輸出は、不文憲法を成文憲法として表出させるものでもあった。

II 何を輸出したのか

どの時代にどの内容が輸出されたのかを見るうえで、既に述べた英国の憲法における不文性は一つの困難さを提供するが、英国の政治制度の展開を国王からの権力の分化の過程として捉

えるならば、制度が変化する際の指標ないしは変数として以下の4つを想定することができる⁽²⁰⁾。

第1の指標は、「議会の成立」である。まず王の権力があり、それを取り巻く貴族の会議の中から内閣と議会が発達し、貴族のみの議会に庶民が加わり、1341年に庶民が別に会議を開くことで二院制が始まった。議会は、国王と貴族院及び庶民院で構成されることになる。

第2が「王権の制限」である。1628年に議会は、チャールズI世に対し「権利の請願」を提出し、議会の承認のない課税の無効、司法手続の保障等を認めさせた。1642年の清教徒革命、1688年の名誉革命ののち、1689年に、法律の制定改廃、課税に対する議会の承認等を定める「権利章典」が制定され、国王に対する議会の優位が確立した。

第3が「議院内閣制 (parliamentary government) の確立」である。1782年に、首相が庶民院の不信任案を回避して辞職したことにより、内閣は国王ではなく議会、とりわけ選挙で選ばれた庶民院に信を置く議院内閣制が成立した。1841年には、選挙で多数を占めた政党の指導者が内閣を組織するとの慣習が成立し、1901年になって、首相に任命されるのは庶民院議員という慣習が成立した。1963年にこの慣習が破られるが、直ちに補欠選挙で身分を獲得したので、首相として在職するためには庶民院議員であることが慣

(18) The Jamaica (Constitution) Order in Council 1962 (SI 1962/1550)

(19) 齋藤憲司「イギリス憲法の旧植民地諸国憲法への伝播 —比較憲法学的考察」『レファレンス』416号, 1985.9, pp.39-68.

(20) 英国型政治制度の特徴については、論者によってその構成要素に差異がある。前述のレイプハルトは、英国型政治制度を「ウェストミンスター・モデル」とし、その真髄は、多数決原理にあるとし、10の基準を用いて合意型モデルと比較する。論者の議論の整理については、R. A. W. Rhodes et al., *Comparing Westminster*, Oxford: Oxford University Press, 2009, p.7. に詳しい。指標は、比較のために考案された理論上のものである。本稿は、ウェストミンスター・モデルと言うよりは、英国の議会及び政府の特徴を経験的に扱うウェストミンスター・システムの考察である。モデル間の比較については、本特集号の高安論文「動揺するウェストミンスター・モデル？」及び田中論文「英国の貴族院改革」を参照のこと。

なお、「ウェストミンスター・システム」という言葉は、最近では新聞などでも用いられているが、しばらく前までは、英国型政治制度という訳語でこの概念を言い表してきた。その名のとおり、ウェストミンスターは、英国議会が置かれているウェストミンスター宮殿に由来し、議会を中心とした政治制度であることがこの言葉からも解る。

習となっている⁽²¹⁾。

第4が下院の上院に対する優越である。1911年議会議法は、金銭法案に対する庶民院の先議権と貴族院が可決しない場合に庶民院の議決が優先し、金銭法案以外で貴族院が否決や庶民院の意思に反して修正しても、2年以上経過し3会期連続して庶民院が可決したものは国王の裁可を求めることができると規定し、貴族院の引き延ばし権を制限した。議会は最大5年継続するから、最後の2年間は、法案が全く成立しないことも考えられたからであった。この期間は、1949年議会議法で、2年以上が1年以上、3会期連続が2会期連続に縮減され、貴族院の引き延ばし権がさらに制限された。

これらの指標がどのように展開したのかを以下で見ることにするが、時間の経過、地域の広がりも考慮しなければならない。その理解を容易にするために、表「英国型政治制度の世界への伝播」を作成した。これは、英国とその植民地における政治制度の歴史的な流れを表したものである。日本は他国の植民地になったことはないが、のちに述べるような英国の政治思想の日本への影響を見るために、日本を1つの項目として独立させてある。既に述べたとおり、第4の指標を除きこれらの指標は、専ら慣習が支配するが、植民地においては、植民地憲法あるいは独立憲法において、慣習が成文化されることに留意する必要がある。

III 植民地における制度の展開

1 早期の植民地

植民地には、最初に、英国国王の代理人であ

り、また行政府の長でもある総督が置かれた。初めのうち権力は分化せず、総督に全ての権限が付与された。立法権も総督一人に付与され、新たに法を作ることよりはむしろ既存の法を適用・執行することが主な任務であった⁽²²⁾。

次に、総督に対し助言を行い総督の権限の行使を補佐するための機関が分化した。これを行政評議会 (executive council) といい、その構成員は、植民地政府の各省の長であった。これらに総督が指名する数名を加えて立法評議会 (legislative council) が設けられ、立法権を行使するようになった。さらに、選挙された議員で構成される立法議院 (legislative assembly) を設け、総督、立法評議会及び立法議院で議会を構成した。

この過程は、既に見た英国本国における権力分化の過程と同一である。植民地の行政評議会が英国の枢密院・内閣に相当し、立法評議会と立法議院が英国の貴族院と庶民院に相当するのである。

この制度を代表政治 (representative government) といい、代表政治は、アメリカ植民地、カナダ、西インド諸島に適用され、その後、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカにもたらされた⁽²³⁾。

アメリカ植民地では、1619年にヴァージニアに最初の選挙による議院が成立し、1689年以降は、総督、任命制の評議会及び選挙による議院で構成される代表政治の制度は、3つの地域⁽²⁴⁾を除くアメリカ植民地の全てに採用されていた。

カナダにおける代表政治は、1758年のノヴァ・スコシアが最初で、その後、各植民地に適用さ

(21) 齋藤憲司「日本における『議院内閣制』のデザイン」『レファレンス』718号, 2010.11, pp.15-16. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/071802.pdf>>

(22) Martin Wight, *British Colonial Constitutions 1947*, Oxford: Clarendon Press, 1952, p.21.

(23) Reference Division, Central Office of Information, *Constitutional Development in the Commonwealth*, London: HMSO, 1964, pp.2-3.

(24) 評議会の代わりに総督と共に行政を担当する補佐官を選挙で選んだコネティカット及びロードアイランド並びに選挙により評議会を選んだマサチューセッツ。Arthur Berriedale Keith, *Constitutional history of the first British empire*, London: Clarendon press, 1930, pp.99, 192.

表 英国型政治制度の世界への伝播

英 国	年	自治領等	王国植民地	日 本
1215 マグナ・カルタ 1295 模範議会 1341 二院制の開始 1628 権利の請願 1642 清教徒革命 1688 名誉革命 1689 権利章典	1700	1619 ヴァージニア議会		
1721 最初の首相（ウォルポール）		1758 カナダで代表政治開始		
1782 議院内閣制の確立	1800	1776 アメリカ独立宣言 1787 アメリカ合衆国憲法 1788 オーストラリア流刑移民		
1841 選挙で多数を占めた政党の指導者が内閣を組織		1815 南アのケープ植民地獲得 1839 「ダラム報告書」 1840 ニュージーランド代表政治 1846 カナダで責任政治開始 1852 ニュージーランドで責任政治開始 1855 オーストラリアで責任政治開始		
1867 トッドの著作『英国議院政治論』		1867 英領北アメリカ法によりカナダ連邦成立		1866 福澤諭吉『西洋事情』
	1900	1871 南アで責任政治開始 1884 ウィルソンの論文 1900 オーストラリア連邦 1909 南ア連邦	1887 英国植民法が制定され、アジア・アフリカに王国植民地政治を導入	1868 明治維新 1879 私擬憲法意見 1881 大隈重信の奏議 1881 交詢社案 1889 大日本帝国憲法
1901 首相に任命されるのは庶民院議員との慣習 1911 議会法で金銭法案・公法案に関する貴族院の権限制限		1922 アイルランド自由国憲法 1931 ウェストミンスター法 1937 アイルランド共和国憲法	1935 インド政府法	
	1945			1945 敗戦 1946 GHQ 草案 1946 日本国憲法
1949 議会法で貴族院の法案に関する権限をさらに制限 1963 首相に任命されるのは庶民院議員との慣習が破られるが、在職するにはその身分が必要	2000	1947 ニュージーランド、ウェストミンスター法適用法 1949 アイルランド法 1951 ニュージーランドー院制議会 1961 南ア共和国憲法 1975 オーストラリア憲法危機 1982 カナダ法 1983 南ア三院制議会 1986 オーストラリア法 1986 ニュージーランド憲法	1947 インド、パキスタン独立 1947 セイロン独立憲法 1962 ジャマイカ独立憲法	
1997 労働党ブレア政権の憲法改革開始 2011 選挙制度改革レファレンダム否決		1997 南ア、二院制復帰		1994 衆議院の小選挙区比例代表並立制導入 1999 国会審議活性化法 2009 政権交代 民主党調査団

(筆者作成)

れた。ケベックは、仏系と英系の対立やアメリカ独立への懸念などを背景に適用は遅れたが、英本国で制定された1791年憲法⁽²⁵⁾は、ケベックを2つに分け、それぞれが総督、行政評議会、任命制の立法評議会、選挙による立法院を設け、総督及び行政評議会で行政権を行使し、総督、立法評議会及び立法院で議会を構成するという代表政治を規定した。

ニュージーランドの代表政治は、1840年の特許状で導入され、総督、総督に助言と輔弼を行う3名からなる行政評議会、総督及び行政評議会のメンバーに3名の治安判事を加えた立法評議会が設けられた。

2 王権の制限

英本国で権利の請願に始まる国王と議会の対立は、1689年の「権利章典」により国王に対する議会の優位が確立するが、植民地においては、国王の代理人である総督対植民地の議会の対立となって頻発した。英国は、議院内閣制を確立することで議会優位の方向で決着したが、植民地においては、以下のような帰結となった⁽²⁶⁾。

- ①アメリカ植民地のような戦争を経ての独立
- ②カナダにおける代表政治から責任政治 (responsible government) への転換
- ③西インド諸島での代表政治廃止ののち王国植民地政治 (crown colony government) の導入
独立は、英本国との従属関係を遮断することであるから、王権の制限は問題となりえない。アメリカでは、英本国の植民地政策が放任主義から管理主義に転換されたことで、総督と議会との間に摩擦が生じ、課税権がアメリカ植民地に及ぶことを認めた1765年の印紙法によって

その頂点に達した。そののち、大陸会議の開催、独立戦争、1776年の独立宣言を経て、1787年のアメリカ合衆国憲法の制定により、大統領制、上院が州代表の二院制、権力の厳格な分立など英国とは異なる政治制度を採用した。

責任政治は、英国の議院内閣制の応用であり⁽²⁷⁾、政府と議会が国王に対してではなく住民に対して責任を有し、統治機構、外交、通商、公有地の処分に関する権限は英本国に残すものの、内政は植民地に任せる制度であった。

これらに対し、王国植民地政治は、代表政治以前の状態、すなわち選挙された議院が存在しない状態に逆戻りさせるものであった。

3 責任政治制度の確立

カナダの選挙された立法議院は、歳入の大部分について権限を有していたものの、実際の政治を動かしたのは、総督を核とする行政評議会及び立法評議会であり、専ら自分たちの利益になるように運営した⁽²⁸⁾。これに対して1837年に反乱が起こり、政治的不満の調査のために英国政府は、1838年にダラム卿を派遣した。1839年に「ダラム報告書⁽²⁹⁾」として英国議会に提出された改革案によれば、内政はカナダに任せ、カナダにおいては内閣は選挙された議院の中から選ばれ議会に責任を負うこと、総督は内閣の助言に従うことなどを英政府に勧告した。これが責任政治制度である。

カナダの各植民地の責任政治を規定する根拠は、英国議会の制定法によるものではなく、決議や慣行によった⁽³⁰⁾。ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックでは、それぞれ1846年と1848年の選挙された議院の決議によって

(25) Constitution Act 1791 (31 George III, c.31.) (UK)

(26) Reference Division, Central Office of Information, *op.cit.*, p.2.

(27) Sir William Dale, *The modern Commonwealth*, London: Butterworths, 1983, p.5.

(28) Reference Division, Central Office of Information, *op.cit.*, p.3.

(29) Report on the Affairs of British North America from the Earl of Durham, *House of Commons Paper*, No.3 of 1839.

(30) Arthur Berriedale Keith, *Responsible Government in the Dominions*, Vol.1, Oxford: Clarendon Press, 1912, pp.13-25.

責任政治を導入した。アッパー・カナダ及びロワー・カナダが再結合して出来たカナダでは、既に述べたダラム報告書の改革案はなかなか実施されなかったが、1848年にダラム卿の女婿であったエルギン総督が議院の不信任を受けた者を大臣に任命しなかったことにより確立した。その後、プリンス・エドワード島では1851年に行政評議会の評議員を議院から出すことにより、ニューファンドランドでは英国政府の強い意向で1856年に確立した。これらの植民地を統合してカナダ連邦を設ける1867年英領北アメリカ法が英国議会によって制定され、連邦においても責任政治が導入された。

カナダの責任政治は、他の英国植民地にも順次適用されてゆく。

ニュージーランドは、英国議会の制定法1852年ニュージーランド憲法⁽³¹⁾により、責任政治制度を確立すると同時に、連邦制を導入した。

1855年から1890年の間に6つのオーストラリア植民地に責任政治が導入された。ニュー・サウス・ウェールズ(1853年)、サウス・オーストラリア(1856年)、タスマニア及びビクトリア(1855年)、クイーンズランド(1859年)、ウエスタン・オーストラリア(1890年)は、全て英国議会の制定法によっている⁽³²⁾。これらの植民地は、英国議会の制定法である1900年オーストラリア連邦法⁽³³⁾により連邦制となった。

南アフリカでは、1871年の議会の議決⁽³⁴⁾により責任政治制度を導入し、1909年南アフリカ法⁽³⁵⁾で連邦制度を導入する憲法が定められた。アイルランドでは、1922年にアイルランド自由

国法⁽³⁶⁾で自治権が与えられた。

責任政治は自治政治(self-government)に発展してゆく⁽³⁷⁾。自治領の自立化の動きに対して英国は、1923年及び1926年の大英帝国会議において、自治領の外交自主権を認め、1931年のウェストミンスター法により独立状態を付与した。

4 19世紀後半の植民地

代表政治は、アメリカ植民地、カナダを経て、西インド諸島にももたらされた。西インド諸島では、選挙による議院と総督とが対立するようになり、バハマ、バミューダ及びバルバドスを除き、選挙による議院を廃止し、総督、行政評議会及び任命制の立法評議会で構成される王国植民地政治と呼ばれる制度を導入した。すなわち、一院制の任命制議会に後退させてしまったのである。その根拠を提供したのが1887年の英国植民法⁽³⁸⁾で、これらの入植地の「平和、秩序及び善政のために」法と機関を設立し、裁判所を設ける権限を英国国王に付与し、国王はこれらの権限を命令又は指示により3名以上の者に委任できると定めた。王国植民地政治は、アジア、アフリカの保護国以外の大多数の植民地に適用された。

立法評議会は、植民地政府の各省の長と総督が指名する議員で構成され、その構成比率は、各省の長が過半数となるように設定された⁽³⁹⁾。

植民地の住民の政治意識が高まるにつれて、その意見を立法評議会に反映させようとの動きが生じ、指名による議員に関して、その候補者

(31) New Zealand Constitution Act 1852 (15 & 16 Vict. c.72) (UK)

(32) *ibid.*, pp.25-30.

(33) Commonwealth of Australia Constitution Act 1900 (63 & 64 Vict. c.12) (UK)

(34) *ibid.*, p.46.

(35) South Africa Act 1909 (9 Edw. 7 c.9) (UK)

(36) Irish Free State Constitution Act 1922 (Session 2) (13 Geo. 5 Sess.2 c.1) (UK)

(37) Dale, *op.cit.*, p.5.

(38) British Settlement Act 1887, 50 & 51 Vict. c.54.

(39) これを、official majority と呼び、王国植民地政治が行われた地域の立法評議会のうち約半数が採用していた。Wight, *op.cit.*, p.137.

を住民との協議により選定することを総督に求めた。総督は、部族、地域、職能等の代表と協議するようになり、総督は、これらの代表者が推薦する者以外の者を議員として任命しないとの慣習が形成され、部族、地域、職能による推薦は、内部で選挙によって選んだ者を推薦するようになり、選挙された議員が立法評議会に送り込まれる。さらに、選挙による議員が立法評議会の過半数を占めるようになると、選挙民による立法評議会のコントロールが一般的に保障されることになる。こうして王国植民地政治は、責任政治に転化してゆくが、責任政治を確定したのは、多くの場合、独立時の独立憲法であった。

IV 独立時の制度とその展開

1 政治制度の変遷

図の「英国植民地における政治制度の変遷」は、個々の植民地の成立の要因とそこで採用された政治制度を時間軸で表現したものである。植民地は、入植地のほか、割譲、保護領、保護国も含めてある。保護国は、防衛、外交以外の権限を享受することができ、政治制度に対する英国の影響は微弱であるが、植民地の独立という文脈で含めてある。

政治制度は、①英国国王を共通の元首とした議院内閣制、②英国国王以外の王制、③英国国王を大統領に替えた議院内閣制の共和制、④大統領制等に分類してある。また、これらの制度が替わった時の憲法の制定年も表記してある⁽⁴⁰⁾。

図からわかるとおり、王制など従前の制度が

継続した保護国は別として、入植や割譲そして保護領については、独立直後は、①の形態がほぼ継続したといえることができる。特に、西インド諸島については、独立憲法、すなわち英国型政治制度を規定した憲法を改正せずに現在に至っている。いわば、小規模な植民地で継続の傾向が高いといえよう⁽⁴¹⁾。これに対し、アフリカの保護領は、独立後1年遅くとも10年以内に、③又は④に変更され、その後③もすべて④の形態となっている。その理由は、英国型政治制度がアフリカにおける実情の前で必ずしも適切なモデルではなかったこと、植民地政治が英国型政治制度導入の準備として機能しなかったためであるという⁽⁴²⁾。

2 議会の構成

(1) 二院制

自治領であった国の場合は、既に述べたように責任政治と連邦制を英国議会の制定法で導入したが、その場合の議会の上院（立法評議会）は、それぞれ州となった植民地の立法評議会と性格を変え、州代表となった。上院の構成については若干の違いがある。カナダでは英国と同様に任命制であるが、オーストラリアは選挙制である。ニュージーランドは、任命による議員で構成されたが1951年に上院である立法評議会が廃止され⁽⁴³⁾一院制となった。南アフリカでは1909年の連邦結成の時点では、立法評議会は、総督の指名による評議員と各州選出の評議員とで構成されていたが、共和制に移行した1961年の南アフリカ共和国憲法⁽⁴⁴⁾では各州の指名及び選挙に代わり、1981年には上院が廃止された。1983年に至って英国型の議会制度自体を廃

(40) 独立の法的根拠、独立憲法の法的根拠については、齋藤 前掲注(19)に添付した表を参照のこと。

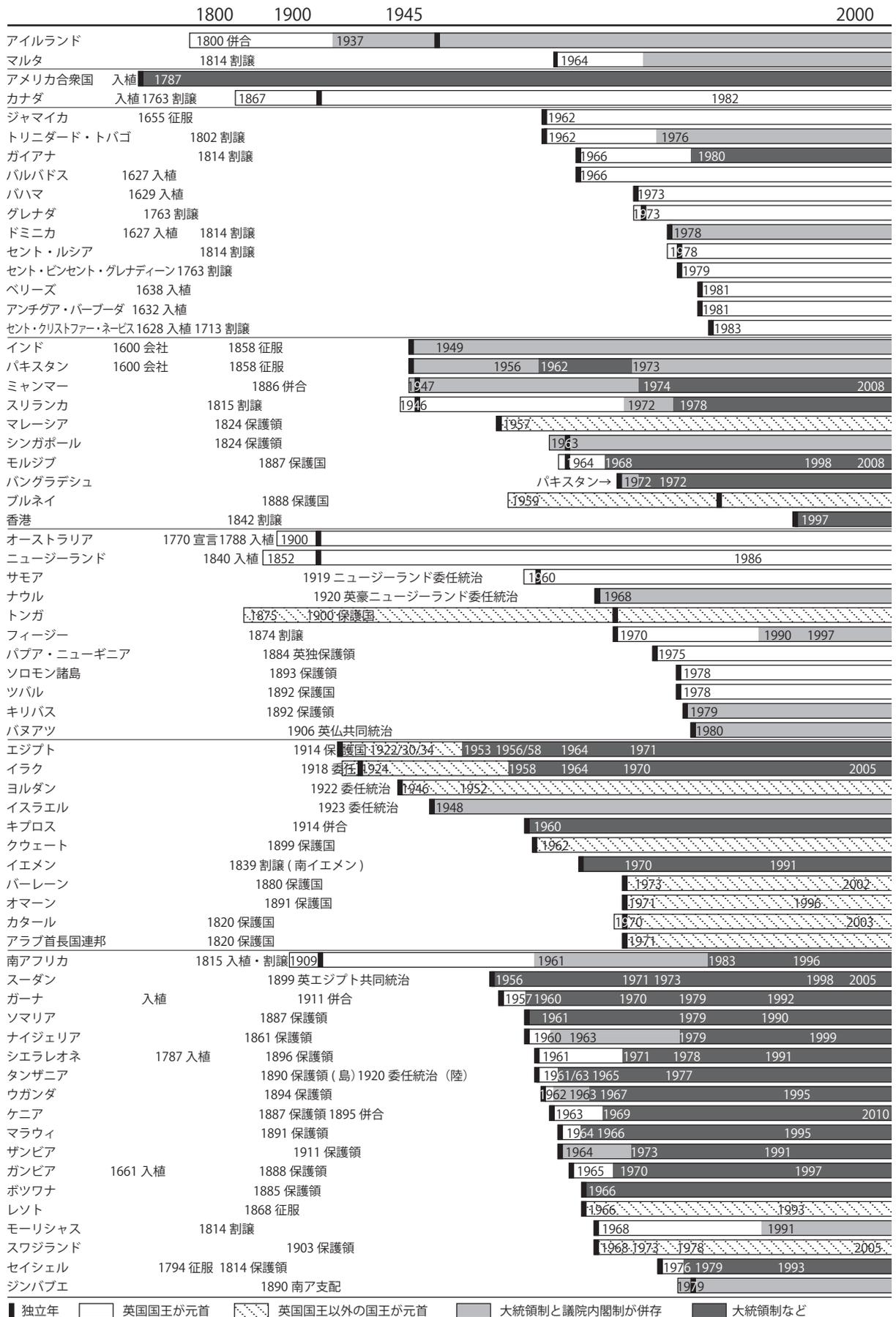
(41) Dag Anckar, "Westminster Lilliputs? Parliaments in Former Small British Colonies," *Parliamentary Affairs*, vol.60, no.4, Jul 2007, p.638.

(42) Barry Munslow, "Why has the Westminster Model Failed in Africa?" *Parliamentary Affairs*, vol.36, no.2, Spr 1983, p.227.

(43) Legislative Council Abolition Act 1950 (1950 No.3)

(44) Republic of South Africa Constitution Act, 1961

図 英国植民地における政治制度の変遷



(注) 棒内の数字は、憲法制定年を表し、部分改正は省略した。国により、独立と憲法制定が前後する場合がある。(筆者作成)

止する憲法改正⁽⁴⁵⁾を行い、強力な権限を有する大統領の下に人種別の三つの議院からなる三院制議会⁽⁴⁶⁾を創設したが、アパルトヘイト廃止と共に1997年に二院制に戻っている⁽⁴⁷⁾。

王国植民地政治が適用された植民地は、そのほとんどが独立後も植民地時代の一院制となった。西インド諸島では、セント・クリストファー・ネイビスを除き、二院制を復活したが、これらは、連邦制を理由としない二院制であった。これ以外に独立時に二院制を採用した国⁽⁴⁸⁾は少なく、その大半が連邦制を理由とした。

(2) 下院の優越

英国では、1911年議会法により、金銭法案に対する庶民院の優越と一般法案に対する貴族院の引き延ばし権を2年以上経過し3会期に制限することを成文化し、さらに1949年議会法で、2年以上が1年以上、3会期連続が2会期連続と制限を強化した。

1911年という時期は、自治領であった国では既に現在の憲法の基となる法律が制定されていた。カナダでは、元老院と庶民院での優劣の規定はなく、金銭法案に関しては、庶民院先議の規定はあったものの、庶民院優越の規定

は明文化されていなかった。両院間で法案に関し意見が異なる場合については、両院協議会(Conference Between the Houses)を設けるとの慣行があったが、憲法上の規定ではなかった⁽⁴⁹⁾。両院協議会という制度は、英国にはない制度である。

他方、第二次世界大戦後に独立した国の憲法には、金銭法案に関して、下院が優越するとの規定は、二院制度を採用する国の全てに見られる。例えば、セイロンの1947年憲法⁽⁵⁰⁾では、①金銭法案は、代議院先議であり、会期の終了1か月前に元老院に送付されたものは、元老院を通過しなくても、総督の裁可を求めることができ、②金銭法案以外の法案が、「引き続き2会期」で代議院を通過した場合は、元老院を通過しなくても総督に提出することができるように定めていた。この規定が1947年に明文化されたことは重要である。なぜなら、英本国では1911年議会法が適用されていた段階で「引き続き3会期」であり、3会期が2会期になるのは、1949年議会法であるから、2年以上も前に英国の改革を先取りしてセイロンに適用していたことになる。

(45) Constitution of the Republic of South Africa Act 110 of 1983

(46) 齋藤憲司「南アフリカ—イギリス型議会から人種別三院制議会へ(特集・激変する議会)」『レファレンス』440号, 1987.9, pp.135-141.

(47) Constitution of the Republic of South Africa (1996 No. 108)

(48) インド、マレーシア、ナイジェリア及びパキスタンであった。連邦制を理由としない二院制を採用した国は、フィジー、スワジランド及びジンバブエで、フィジーの上院は、各部族の代表と首相及び野党第一党の指名による議員で構成され、スワジランドの上院は、下院の選挙及び国王の指名により、ジンバブエでは人種ごとに下院で選ばれた。

(49) Geoffrey Stanford, *Bourinot's Rules of Order: A Manual on the Practices and Usages of the House of Commons of Canada and on the Procedure at Public Assemblies, Including Meetings of Shareholders*, 4th ed., Toronto: McClelland & Stewart, 1995, p.278.

(50) 1947年の英国の法律「1947年セイロン独立法」(Ceylon Independence Act 1947, 1947 c.7 (11&12 Geo.6))は、①指定日以降、英国の法律がセイロンに適用されないこと、②指定日以降は、セイロン議会が完全な立法権を有することを定めた。この指定日が、独立日であり、英国王が枢密院令で指定することができた。指定日を定めたのが「1947年セイロン独立(開始)枢密院令(Ceylon Independence (Commencement) Order in Council, 1947)」である。独立後の憲法は、「1946年セイロン(憲法)枢密院令(Ceylon (Constitution) Order in Council, 1946)(SI 1946 Rev. III p.560)」において制定されている。憲法制定に先立ち、英国の議員で構成される委員会がセイロンを訪れて調査を行い、セイロンの植民地政府の大臣会議で起草された案のうち上院に関する部分を修正して案を起草した。

3 国王の権限

(1) 総督の権限

総督は、総督に対して助言を行う行政評議会を置き、政府の各省を統括する大臣を任命する。大臣は、行政評議会の評議員としての身分を同時に与えられる。責任政治は、大臣が選挙された議院に対し責任を負い、大臣が行政評議会の評議員となって総督に対して助言することで総督の行為を制限できることにある

自治領諸国の憲法には、総督の権限に関する明文の規定がない。憲法習律によって規制しているからである。憲法習律は、時として不安定なものになる。オーストラリアでは、1975年11月に憲法危機が起こった。下院で信任されていたにもかかわらず、ウィットラム内閣の予算案が上院で否決され、総督が首相を罷免した事件である。

第二次世界大戦後に独立した国の多くは、憲法の条文に総督の権限を明示することによってその権限に制限を加えている。

(2) 国王と大統領の交代

1937年にアイルランドは、アメリカ合衆国以後の英国植民地で初めて共和制に移行した例となったが、その移行過程は、その後の英国植民地が独立し共和制をとる場合の先例となった。まず、1922年のアイルランド自由国憲法により、英国国王の代理人である総督の権限に関する部分を極小化し、憲法の実際の運営のうえで共和制と何ら変わりのないものとし、その上で新たな憲法を英国議会の制定法ではなく国民投票という手段によって制定するという手続を取った。こうして制定された1937年のアイルランド共和国憲法は、それまで総督の有していた地位と権限を新たに創設する大統領にそのまま置き替えることによって、共和制に移行したのである。この入れ替えは、責任政治制度が確立していた自由国のもとの総督の権限の縮小・名

目化、および総督が代理する英国国王の英国本国における権限の縮小と呼応して、大統領の地位と権限もそれらと同程度で規定されることにつながった。そこでは、大統領制を採りながらも、議院内閣制が残存した。アイルランド、インド、パキスタン、マルタ、シンガポール、ビルマ、南アフリカなど多くの国でこの形態を採用した。なお、英国国王の君主制から共和制に移行する場合に、法的には、英国議会在法律を制定するという手続に依り、例えばアイルランドに関しては、1949年アイルランド法⁽⁵¹⁾を制定している。

これに対しアフリカの国々では、独立当初は、このような入れ替えによる大統領制のもとでの議院内閣制を採用したが、その後、大臣の長である首相を置かず、大統領と大臣で組織される機関が行政権を掌握し、それが下院に対して責任を負わないような共和制に移行した。

4 議院内閣制

英国における議院内閣制の発展は、慣習によって支配されてきた。この点、自治領と呼ばれた国においても同様で、カナダの憲法を成す1867年英領北アメリカ法には、英国国王が執行権を有し、国王のためその名において行為する総督が置かれ、顧問機関として枢密院が置かれることを定めているが、内閣や首相、首相の任命手続、内閣が選挙による議院に信を置くことに関する明文の規定はない。これは、オーストラリアでも同様である。

これに対し、王国植民地政治から責任政治に最初に転換したセイロンの1947年独立憲法には、この点が明瞭に書かれている。すなわち、総督によって任命され、議会に対し連帯して責任を負う大臣で構成される内閣を置き、その首長を首相とする。大臣は、いずれかの議院の議員でなければならないと規定していたのである。ただし、首相が下院である代議院の議員

(51) Ireland Act 1949, 1949 c.41 (12-13&14 Geo.6) (UK)

でなければならないかについては憲法上の規定はないが、慣習として実施されている。この後に独立した植民地も議院内閣制を採用する場合は、同様の規定を置いている。

ニュージーランドは、1986年に、1852年憲法を全面改正する1986年憲法⁽⁵²⁾を制定した。既に、1951年に立法評議会が廃止され一院制の議会となっていたので、議院内閣制と二院制の問題は発生する余地はなかったが、1986年憲法には、首相、首相の選出規定、内閣（行政評議会）に関する規定はなく、内閣が議会に信を置くとの規定はなく、行政評議会のメンバー又は国王の大臣は、議員のみが任命される（第6条）との規定が明文化されていた。

V 日本にどのような影響を与えたか

1 三つの時代

世界を席卷した英国型政治制度は、日本にも大きな影響を及ぼした。影響は、3つの時代において窺える。

第一が、1868年の明治維新から大日本帝国憲法制定前で、日本を近代国家に変えてゆくための統治モデルの1つとして、多くの知識人・政治家が憧れをもって迎えた時代である。

第二は、1945年の敗戦から1946年の日本国憲法制定までで、敗戦前の体制を変革すべく、連合国側から例示された時期である。

第三が、1994年の政治改革以降現在に至る時期である。

2 明治期憲法構想

(1) 明治維新時点の英国政治制度

明治期は、まさに英国型政治制度がその頂点を迎えた「世界の流行」の時代であった。日本も大きな影響を受ける⁽⁵³⁾。

明治維新の1868年前後の英国の状況を見る

と、国王対議会では、既に国王に対する議会の優位が確立していた。また、議院内閣制も成立し、さらにその内容が洗練されてゆく過程にあった。選挙で多数を占めた政党の指導者が内閣を組織するとの慣習が1841年には確立しており、首相に任命されるのは庶民院議員との慣習が成立する直前であり、庶民院の貴族院への優越を定める1911年議会法の制定までもう少しの時点であった。

また、早期に獲得され自治領と呼ばれた英国植民地においては、代表政治から責任政治への転換を果たしていた。

(2) 英国型政治制度の紹介

冒頭で紹介したように、英国型政治制度を日本に最初に紹介したのは福澤諭吉である。福澤諭吉は、長崎で蘭学を学び、咸臨丸で渡米し、文久遣欧使節で仏英蘭独露葡などを周り、各国の情勢を見聞した。1866（慶応2）年に『西洋事情初編』を著し、その中で福澤諭吉は、英国では、君主の権限は「議事院」すなわち議会によって制限され、議会は国王と上院及び下院で構成されること、金銭法案について下院の優越があり下院が定めたものについて上院が変更できないこと、大臣が議会と国民に信を置くこと、権力の交代が平和裏に行われると紹介した。

この時期にもう一つ重要な著作がある。1867年にロンドンで刊行されたアルフューズ・トッドの著作⁽⁵⁴⁾である。この著作は、帝国憲法の制定を検討する過程で重要な地位を占める。1876（明治9）年に元老院議長有栖川宮熾仁親王に対し、国憲起草を命じる勅語が下った際に、天皇から参考にせよと下賜されたのが同書であった。同書では、英国の特徴について、国王の持つ権力が大臣を通して行使され、大臣はその行使について責任を負い、また、大臣がどちらかの議院の議員であることを期待され、議会とり

(52) Constitution Act 1986 (1986 No.114)

(53) 齋藤 前掲注(21), pp.16-21.

わけ下院の信任に基づいてその職を保持し、国王と議会を結びつける内閣制度により、緊密な相互作用が行政権と立法権の間に作用するとしていた⁽⁵⁵⁾。元老院は、日本で最初の憲法草案を作るが、「当時我日本にあったものではトッドの、外は餘り無い。英吉利のも僅かしか来て居らない」、「各條項の中にはトッドの説が這入り英吉利の憲法主義が這入って居りました⁽⁵⁶⁾」とトッドの影響を強く受けたものであった。結局、草案は、岩倉具視、伊藤博文らの反対により不採択となった。

1879（明治12）年12月、右大臣岩倉具視は、勅命を諸参議に下し、各自にその意見を奏上させた。1881（明治14）年3月に大隈重信が提出した奏議⁽⁵⁷⁾は、国民が参政する議院において過半数を占めた政党の党首に内閣を組織するよう天皇が委任すべきとした。大隈重信の奏議は、福澤諭吉門下の矢野文雄が起草したものとされ、福澤の思想の影響を強く受けたものであった。

大隈重信の奏議と前後して、民間からの議会開設の建白が相次ぎ、いわゆる「私擬憲法」と呼ばれる憲法草案が数多く発表された。40以上もある草案の中で、英国型の「議院内閣制」を目指したものとして、1879（明治12）年3月頃の子堅太郎等の結社「共存同衆」による「私擬憲法意見⁽⁵⁸⁾」がある。そこでは、国会は天

皇及び上下両院で構成し、上院は任命により、下院は選挙された議員で構成され、財政法案起草の特権が下院にあり、太政大臣と各省長官により内閣を構成し、太政大臣が首座で各省長官を任免し、行政官は「議院」に責任を負うとなっていた。行政官は、上下両院の議員との兼任を認めるとしていたので、英国型の「議院内閣制」に極めて近いものであった。ただし、下院の信を得た者を任命することを規定しているわけではなかった。また、法案等の審議における衆議院の優越も規定されているわけではなかった。1881（明治14）年4月の交詢社案⁽⁵⁹⁾は、福澤諭吉の『国会論』を具体化したものであり、「共存同衆」と同様に英国型の「議院内閣制」をモデルとした。特徴として、大臣は両院のどちらかの議員でなければならないとしたことがあげられる。

(3) 大日本帝国憲法

しかしながら、英国型政治制度の特徴である王権の制限、議院内閣制による議会による政府の統制という構造は、王政復古を推進した明治の支配層には、受け入れ難かった。

初代内閣総理大臣に任じられた伊藤博文は、「ドイツ流の憲法論をもって、自分のいづく國體論を體系化し、これをもってイギリス、フランス流の憲法論を排撃しようとした⁽⁶⁰⁾」という。

(54) Alpheus Todd, *On Parliamentary Government in England: Its Origin, Development, and Practical Operation*, 2 vols, London: Longmans, Green, and Co., 1867, 1869. 後に「憲政の神様」と言われた尾崎行雄が翻訳した（アルフェウス・トッド（尾崎行雄訳）『英国議院政治論』自由出版会社、明治15（1882））。尾崎行雄の訳書の表紙には「英人トッド」とあるが、トッドは、英国生まれで家族と共にカナダに渡り、原書第1巻刊行の1867年は、奇しくもカナダの憲法を定め英国と同様の統治制度をカナダにもたらすとした1867年英領北アメリカ法が英国議会によって制定された年であった。憲法が定めた連邦結成によりトッドは、カナダの議会図書館の館長に就任し、1884年に亡くなるまでその職にあった。したがって同書は、政治制度として母国と類似のものを有する土地ではあるが、英領植民地という距離的には離れた地点からの英国議会制度の観察であると言うことができる。

(55) *ibid.*, vol.1, pp.1-2.

(56) 金子堅太郎「明治天皇ト憲法制定」『日本国憲法ニ関スル回顧録二』（憲政史編纂会収集文書）国立国会図書館憲政資料室所蔵

(57) 「大隈重信国会開設奏議」家永三郎ほか編『明治前期の憲法構想（新編）』福村出版、2005、pp.252-257.

(58) 「私擬憲法意見」同上、pp.187-192.

(59) 「私考憲法草案」同上、pp.300-314.

(60) 浅井清『明治立憲思想史におけるイギリス国会制度の影響』有信堂、1969、p.258.

起草作業に大きな影響を与えたのが、伊藤博文がウィーンで講義を受け、のちに日本に招聘され、内閣顧問となったスタインであった。スタインは、英国国王は議会の決議を拒否することができるが、この権利は大臣によって妨げられ一度も行使されたことがない。なぜなら大臣は議院の投票で多数を得なければ大臣となることができず、大臣は「常ニ人民多数ノ奴隸」であるからであり、「政事ハ全ク一黨一派ノ私事ト爲リテ、不正ナル所以ノ者必ス多カラム⁽⁶¹⁾」と英国型政治制度を批判したのであった。

大隈重信は「明治14年の政変」で放逐され、英国型の立憲主義ではなくプロシヤの立憲主義による1889（明治22）年の大日本帝国憲法の発布となるのである。

3 日本国憲法制定

(1) 1946年時点の英国政治制度

この時点の英国では、首相に任命されるのは庶民院議員という慣行が定着していた。庶民院の貴族院に対する優越については、1911年議会議法で成文化し、1949年の強化の直前であった。また、カナダを始めとする自治領も1931年に独立状態を認められ、連合国の一部として極東委員会のメンバーとなっていたのである。また、英国が新たに獲得した植民地が次々に独立を果たし、独立憲法で憲法慣習の条文化が図られる「独立の時代」の前夜であり、いわば英国型の「世界の流行」の最後のモデルの時代であった。

(2) GHQによる起草

(i) モデルとしての英国型

敗戦により旧体制を規定する大日本帝国憲法の改正が不可避となり、日本政府、民間等で憲法改正問題の検討が進められたが、一部で英国

型政治制度を取り入れる動きはあったものの、制度の一部の模倣レベルにとどまっていた⁽⁶²⁾。

連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）は、1945（昭和20）年12月6日付「日本の憲法についての準備的研究と提案のレポート⁽⁶³⁾」の附属文書B「責任のある政府」で①立法部は一院でも二院でもよいが、全議員が公選により選ばれること、②大臣は議員でなければならないこと、③内閣が議院に責任を有し不信任案可決の場合に解散すること、④内閣の構成員の指名は国会にあることを「提案」していた。

1946（昭和21）年1月7日に米国の国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）によって承認された「日本の統治体制の改革⁽⁶⁴⁾」（SWNCC228）は、行政と立法の関係について「政府の行政府の権威は、選挙民に由来するものとし、行政府は、選挙民または国民を完全に代表する立法府に対し責任を負うものとする」と憲法改正に含まれなければならないとし、責任確保を実現する方法として、米国型と英国型の統治制度を例示した。

1946（昭和21）年2月1日、『毎日新聞』がスクープした政府案⁽⁶⁵⁾が「あまりに保守的、現状維持的」であったため、GHQは、日本政府による自主的な憲法改正作業に見切りをつけ、独自の草案作成に踏み切ることになる。

起草に当たったのは、GHQ民政局の行政部を中心とするメンバーであり、連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーによる「マッカーサー・ノート」が示された翌日の2月4日から起草作業が開始され、9日間で完了した。「マッカーサー・ノート」は、①天皇制の維持 ②戦争の放棄 ③封建制度の廃止という3つを柱とするものであり、天皇は存続するが憲法に基づき職務および権能を行使し、封建制度の廃止の一

(61) スタイン（曲木高配ほか訳）『須多因氏講義』宮内庁，明治22（1889），p.169.

(62) 齋藤 前掲注(21)，pp.22-23.

(63) 高柳賢三ほか編著『日本国憲法制定の過程—連合国総司令部側の記録による II 解説』有斐閣，1972，pp.18-19.

(64) 同上，pp.413-437.

(65) 「憲法問題調査委員会試案」『毎日新聞』1946.2.1. <<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/070/070tx.html>>

つとして予算の型は英国の制度に倣うこととされた。この2点は、SWNCC228における米国型と英国型の統治制度の例示のうち、英国型を前提とするものであったといえることができる。

(ii) 条文のモデル

GHQは、日本側の検討状況を注目しながら準備していたと思われるが、それにしてもこれだけの短い期間である⁽⁶⁶⁾。この作業について、民政局国会課長であったジャスティン・ウィリアムズは、次のように記述している。

「これらの班のリーダーやその部下は、1939年版の世界主要憲法集（東京帝国大学から借用したもの）を用いながら、民主的モデル憲法の各章の条項をつくり、運営委員会に提出して検討を受け、承認を得た。⁽⁶⁷⁾」

ウィリアムズのいう憲法集とは何であったのか。ウィリアムズの原書でも“a 1939 volume of the world's principal constitutions⁽⁶⁸⁾”とあるのみで、具体的な書名はない。当時の東京帝国大学に所蔵されていた図書のうちで、この本に該当するものは、ジョン・ハウグッドが著した1939年刊行の*Modern constitutions since 1787*⁽⁶⁹⁾である可能性が高い⁽⁷⁰⁾。同書は、アメリカ合衆国憲法が制定された1787年以降150年間にわたる各国の憲法の動きを扱い、「憲法集」といっても憲法の条文そのものを集成したものではなく、歴史的展開を叙述したものであ

る。英国について、①国王には形式的な行政権限、②究極の立法権限は議会、③実際の行政権限は、国王の大臣で構成される内閣が行使し、大臣は、同時に下院か上院の議員でなければならず、内閣は議会に責任を負うこと、④首相は、国王が任命するが、大臣は首相によって選ばれ、首相と一体となって行動し責任を負うこととし⁽⁷¹⁾、首相の任命については、上院の議員であることは、首相の職と両立しないと認識されている⁽⁷²⁾と記述した。

条文を起草したわけであるから、短期間の起草には、何らかの条文のモデルが必要ではなかったか。

当時、参照可能であった英文の憲法集⁽⁷³⁾に英国は含まれておらず、英国型では、カナダとオーストラリアのみが含まれていた。1946年の起草の時点で、英国憲法とされるもののうちで条文形式であったものは、権利章典、王位継承法、1911年議会法などであり、英国憲法を条文として参考とするのは困難なことであったろう。考えられるのは、その他の連合国からの入手である。ミズーリ号での降伏文書調印の際に署名した国は、連合国のうちの10か国であったが、その中に、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドが含まれていた。

カナダ、オーストラリア、ニュージーランドのうち条文化された憲法は、1867年英領北アメリカ法、1900年オーストラリア連邦法、1852

(66) 例えば、アメリカ合衆国憲法を起草したフィラデルフィア憲法制定会議は、1787年5月25日から9月17日まで開かれた。条文化の作業は、7月末に設けられた起草委員会で行われたので、2か月近く要したことになる。

(67) ジャスティン・ウィリアムズ（市雄貴・星健一訳）『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社、1989、p.165。

(68) Justin Williams, *Japan's political revolution under MacArthur: a participant's account*, Athens: University of Georgia Press, 1979, p.108.

(69) John A. Hawgood, *Modern constitutions since 1787*, London: Macmillan and co., limited, 1939.

(70) この他にも、C. F. Strong, *Modern political constitution: an introduction to the comparative study of their history and existing form*, London: Sidgwick & Jackson, 1930. の第2版が1939年刊であるが、東京帝国大学は1930年刊の第1版以外は戦後刊行の版を所蔵しているので、この可能性は低いだろう。

(71) Hawgood, *op.cit.*, p.155.

(72) *ibid.*, pp.291-292.

(73) 例えば、Walter Fairleigh Dodd, *Modern constitutio; a collection of the fundamental laws of twenty-two of the most important countries of the world, with historical and bibliographical notes*, Chicago: The University of Chicago press, 1909. がある。

年ニュージーランド憲法であった。これらの国では、責任政治が確立していたものの、憲法は、二院制議会の構成を定めるだけで、内閣、議会に信を置く政府、二院制をとる場合の下院の優越については、憲法上明文化されてはいなかった。これらは憲法慣習として行われていたのである。

さらに、この時点でカナダ、オーストラリア、ニュージーランド以外の英国植民地の憲法を参考にした可能性はあるが、第二次世界大戦後、最初の独立は、1947年8月のインド及びパキスタンであるから、1946年時点で参考にしたとしても植民地憲法であった。インドとパキスタンは、分離して独立するが、それ以前は、英国議会の法律1935年インド政府法⁽⁷⁴⁾が憲法としての役割を果たしていた。1935年インド政府法は、①大臣評議会が総督を補佐し助言する、②大臣はどちらかの議院の議員でなければならない、③総督、国家評議会及び衆議院で構成され、いずれも州ごと階層ごとの代表、④どちらかの院で可決された法案が他の院で否決された場合は両院協議会が開催されること、⑤金銭法案は、衆議院のみに提出できることなどの規定を置いている。

しかしながら、大臣評議会が議会の信に基礎を置くことを規定した条文は存在せず、財政に関する権限が総督に留保されていたことで、責任政治とは言い難かった⁽⁷⁵⁾。

(3) 議会の構成

当初、マッカーサーは、一院制をとることに賛成しており、GHQも、代表民主制の責任を一点に集中し、立法府と行政府の関係を定めやすくするため、一院制の草案を準備した。ただ

し、一院制は、変更を認められないような基本的原則ではなく、日本政府にGHQ案を受け入れさせるにあたって、取引の材料となるかもしれないと考えていた⁽⁷⁶⁾。

GHQの一院制の考えは、どこから出てきたか。日本の民主化という目標からすれば、貴族制による第二院の英国は論外であった。カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの二院制は、連邦制を根拠とするものであり、連邦制を採用しない以上、第二院は必要なかったのである。さらに、その他の英国植民地も王国植民地政治が適用され一院制であり、さらに、西インド諸島のように二院制を廃止して一院制の王国植民地政治に転換したところも存在したのである。

日本側は、あくまでも二院制に固執し、GHQは、両院とも国民の選挙で選ばれるならば、二院制そのものには反対しないと譲歩した。日本政府は、GHQ草案に沿った新しい憲法草案を起草することを決定し、起草の過程で、GHQとの交渉により、一院制から二院制への変更などが行われた。二院制は、GHQ案に加えられた「最も著しい修正⁽⁷⁷⁾」となった。

(4) 議院内閣制

GHQによる起草作業では、行政権が内閣に属すること、内閣の構成、内閣総理大臣の選出手続を憲法で定める必要はなく、実際の運営から慣習が形成されることを期待する方針であった⁽⁷⁸⁾。GHQ草案も、政党政治が未発達の現況からいって、迅速な組閣を不必要に困難にするとの観点から、内閣総理大臣及び国務大臣は、国会議員である必要はなく、慣習の積み重ねで「議院内閣制」を目指す方向を示した。また、英国との比較において、内閣の法案を国会が阻

(74) The Government of India Act 1935 (26 Geo. 5 & 1 Edw. 8 c.2) <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1935/2/pdfs/ukpga_19350002_en.pdf>

(75) Gulabbhai Naranji Joshi, *The new constitution of India*, London: Macmillan and Co., Limited, 1937, p.144.

(76) 高柳ほか編著 前掲書, p.198.

(77) 同上, p.199.

(78) 村川一郎・初谷良彦『日本国憲法制定秘史—GHQ 秘密作業「エラマン・ノート開封」』第一法規出版, 1994, p.25.

止したような場合に内閣は自らの判断で解散できる権限については、伝統的に立法府が弱かった日本には認めなかった。「内閣は、イギリスの内閣ほどには強力なものとはされていない」⁽⁷⁹⁾のであった。

このGHQ案について、英国はどのように見ていたのであろうか。英国は、当初、憲法改正は必要ないという立場を取っていた。確かにGHQ主導で起草されたが、日本占領管理に関する最高レベルの政策決定機関は、極東委員会(FEC)であった。極東委員会は、英国、アメリカ、ソ連、中華民国、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランス、フィリピン、インドの11か国で構成され、このうち英国型政治制度を採用している国は、英国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、インドの5か国を占めていた。極東委員会の英国代表は、ジョージ・サンソムで、戦前駐日大使館の参事官を務めただけでなく、日本語ができ、日本の文化史を研究し、後には、米コロンビア大学東アジア研究所の初代所長に就任し、「西欧の日本学の権威の一人」であった。GHQの日本改革については、急進的で経験に基づかないものであるとして批判的であったという⁽⁸⁰⁾。

GHQ草案に対し、日本政府は、「議院内閣制」の内容を条文化することで、明確にしようとした。帝国憲法改正案⁽⁸¹⁾では、内閣総理大臣の指名について、「国会の議決で」指名するという文言を加えた。一院制を採用していたGHQ草案では「国会の指名」は当然「衆議院の指名」

であったが、二院制にしたことにより、国会＝衆議院ではなくなったので、両議院で指名の議決が異なった場合について、衆議院の優越が規定された。

「議院内閣制」の条文化に大きな役割を果たしたのは、極東委員会であった。極東委員会は、「内閣総理大臣を含む国务大臣の過半数は国会議員のなかから選任されなければならない。」とする原則が帝国憲法改正案に盛り込まれていないことを重視し、英国型の「議院内閣制」を採用する場合には、国会議員過半数の原則を入れることを求めた⁽⁸²⁾。ソ連代表は、すべてが議員でなければならないことを要求した。

英国代表は、憲法改正は不要としていたものの憲法を改正する場合は「内閣の大臣の多数が、選挙された下院議員であること」を提案⁽⁸³⁾した。

オーストラリア代表は、首相と大臣の過半数が国会議員であることは、英連邦諸国をはじめとする国々で一般的であり、内閣を構成する大臣の過半数は選挙民の支持を得ていなければならないと主張し、カナダとインドの代表もこの主張に同調した⁽⁸⁴⁾。

アメリカ代表は、これらの要求に反対を表明し、その結果、極東委員会は、修正案をマッカーサーに送付しないことを決定した⁽⁸⁵⁾。

極東委員会の検討状況を注視していたマッカーサーは、8月19日、吉田茂総理大臣を呼び出し、文民条項と国会議員過半数を規定するよう求めた。これは、極東委員会内部でアメリカ

(79) 高柳ほか編著 前掲書, p.315.

(80) Gordon Daniels, "Sir George Sansom (1883-1965): Historian and Diplomat," Hugh Cortazzi and Gordon Daniels, eds., *Britain and Japan, 1859-1991: themes and personalities*, London: Routledge, 1991, p.285.

(81) 「帝国憲法改正案(帝国議会に提出)1946年6月20日」(佐藤達夫関係文書130) 国立国会図書館憲政資料室蔵 <<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/04/117/117tx.html>>

(82) Far Eastern Commission, "Basic Principles for a New Japanese Constitution. [28] June 1946, circulated," FEC-031/19, pp.1-3. <http://www.ndl.go.jp/constitution/library/06/201/201_058r.html>

(83) Far Eastern Commission, "Views of the United Kingdom on the basic principles for a new Japanese Constitution," SC-012/6, 10 July 1946.

(84) Far Eastern Commission, Steering Committee, "Minutes of Twenty-Fifth Meeting of the Steering Committee," 13 August 1946, pp.4-5.

流の考え方に対する反発が強く、英国型の原理をとるべきだ⁽⁸⁶⁾との結論になったからであった。

帝国憲法改正案に対する各国の最終的な態度表明の中でオーストラリア代表は、二院関係が明確に設定されておらず、上院が異常に大きな権限を持つ可能性があること、内閣総理大臣の選任が下院の専権事項とされていないことを指摘した⁽⁸⁷⁾。

極東委員会の要求により、国会議員過半数は、衆議院の修正で規定されて、より英国型の「議院内閣制」に近づいた形となった。文民条項については、貴族院における修正によって盛り込まれた。また、衆議院で国務大臣の選任について国会の承認を必要とする部分が削られた。

(5) 下院の優越

二院制が採られたことにより、二院間の関係を定める規定が改正案に加えられた。

①予算の衆議院先議と衆議院の優越、②法律案等の議決における衆議院の優越、③内閣総理大臣の指名における衆議院の優越、④両院協議会の設置である。

このうち、法律案に関する衆議院の優越について、日本政府の3月2日案は、衆議院で引き続き3回可決して参議院に送られた法案が、最初の議事より2年経過した場合は、参議院の議決の有無を問わず、法律として成立すると規定していた。この規定は、松本丞治国務大臣が「イギリスのパラメント・アクトの規定を参考と

して書いたものであった」という⁽⁸⁸⁾。

ここで参考にされたのは、英国の1911年議会法であった。既に述べたように、1911年議会法は、1949年に改正されて、貴族院の引き延ばしの制限が3回から2回へと変わり、さらに、2年を1年に短縮するなど、庶民院の優越をさらに強固にした。この点、セイロンの1947年独立憲法は、先取りして短縮期間を採用しており、英本国でもこれが慣習として成立し制定法の一步手前であったと思われるが、日本側にはそこまでの情報を収集する時間も手段もなかったのであろう。

英国型に対し採用されたのは、GHQの提案による、衆議院での3分の2以上による再可決であった。これは、1月21日に発表された自由党「憲法改正要綱⁽⁸⁹⁾」に近似し、これを採ったものと見られていた。自由党案は、アメリカ合衆国憲法を参考にし、大統領の拒否権を議会が再可決するという規定にヒントを得て考えだされたものであるという⁽⁹⁰⁾

両院協議会については、英国にこのような制度はなく、意見が一致しない場合は、両院間を往復する。カナダでは、慣習として両院協議会が設けられていた。1906年までは手続が複雑で議題も限定されていたため、1906年に議事規則を改正して自由討議にしたが、それ以降、13回開催されたのみで、1947年以降は一度も開催されていないという⁽⁹¹⁾。

憲法改正と同時に国会法の制定もGHQ主導で行われたが、GHQ側の強い指示で英国型の

(85) Far Eastern Commission, "Consultation with the Supreme Commander for the Allied Powers on the text of the Constitution. 29 August 1946, circulated," FEC-031/38. <http://www.ndl.go.jp/constitution/library/06/201/201_110r.html>

(86) 第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録 第13回 昭和21年8月20日 p.271.

(87) Far Eastern Commission, "Minutes of the Twenty-Fifth Meeting of the Far Eastern Commission," 12 September 1946, pp.3-4.

(88) 高柳ほか編著 前掲書, p.207.

(89) 「自由党 憲法改正要綱 (1月21日発表)」 <<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/02/062/062tx.html>>

(90) 「浅井清氏に聞く」憲法調査会事務局, 1961.7, pp.22-23.

(91) Parliament of Canada, "The Legislative Process - Stages in the Legislative Process." <<http://www.parl.gc.ca/MarleauMontpetit/DocumentViewer.aspx?DocId=1001&Sec=Ch16&Seq=6&Language=E>>

本会議中心ではなく、アメリカ型の委員会制度を採用した。これは、憲法レベルの英国型の議院内閣制、国会法レベルのアメリカ型の常任委員会制度という制度における「不接合」を意味した⁽⁹²⁾。

このように、英国型をモデルとしつつも随所でアメリカ型が採用されて日本国憲法が誕生したのである。

4 1990年代政治改革

(1) 英国における変容

1997年から始まった労働党ブレア政権の憲法改革は多岐にわたり、その多くが議会の制定法により規定された。政治制度の改革では、まず、分権改革 (devolution) が行われ、1998年にスコットランド議会とウェールズ議会が制定法により設置されて、一定の権限が移譲された。その結果、単一国家ではあるが「半連邦制」の性格を有するようになった。

2000年には「2000年政党・選挙・レファレンダム法」を制定し、レファレンダムを制度化した。これは、すべてのことを議会が決定するという議会主権に一定の制限をかけるものであった。また、1975年の最初のレファレンダムで承認されたEC加盟は、国家主権を制限するものであった。

また、選挙制度の改革は、長年の懸案であり、30%台の得票で議席の過半数を占める単純小選挙区制の改革を求めた自由民主党が2010年5月の政権交代で保守党の連立政権に加わり、自由民主党としては比例代表制を求めていたものの、連立の妥協として、また野党となった労働党が求めていた選択投票制をレファレンダムにかけることになった。選択投票制は、オースト

ラリアの下院で採用している制度で、基本は小選挙区制であるが、候補者に順位をつけ、過半数を得票する候補者がいない場合に最少得票者の票を順番通りに移譲し、移譲された票が過半数を超えた者が当選者となる制度である。2011年5月に実施されたレファレンダムでは、承認を得ることはできなかったが、単純小選挙区制に疑問を投げかけるものであった。

また、貴族院改革では、任命制に代えて選挙制を導入するなどの検討が進められている。このほか、最高裁判所の設置、議会期の固定と議会解散権の制限などの改革が進められている途上にある⁽⁹³⁾。

(2) 日本の政治改革

1990年代からの日本の政治改革は、その改革のモデルとして英国型を強く意識したものであった。1994年の衆議院の小選挙区比例代表並立制導入、さらに、1999年の国会審議活性化法により、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止と副大臣と大臣政務官が設置され、開会中に原則として毎週1回、衆参両院の国家基本政策委員会の合同審査会として与党党首である首相と野党各党首による討論が行われることになった。また、2003年の衆議院議員総選挙からは、英国型のマニフェスト選挙が導入された。さらに、2009年の政権交代ののち、与党となった民主党は、英国の政治制度を調査し10月に「民主党英国政治実務調査団報告⁽⁹⁴⁾」をとりまとめ、英国をモデルとする政治改革の実現を確認した。

このうち、党首討論は、英国の首相へのクエスチョン・タイムを参考にしたものである⁽⁹⁵⁾。クエスチョン・タイムは、毎週一回、首相が庶

(92) これについては、大曲薫「国会法の制定と委員会制度の再編—GHQの方針と関与について」『レファレンス』718号、2010.11, p.35. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/071803.pdf>>

(93) 齋藤憲司「英国の統治機構改革—緑書「英国の統治」及び白書「英国の統治：憲法再生」における憲法改革の進捗状況」『レファレンス』698号、2009.3, pp.29-49. <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200903_698/069802.pdf> また、本特集号の田中論文「英国の貴族院改革」を参照のこと。

(94) 「民主党英国政治実務調査団報告」2009.10. <<http://www.asyura2.com/bigdata/bigup1/source/198.pdf>>

民院の本会議場で野党党首に限らず一般議員からの質問に答えるというもので、本会議中心の議会運営から導きだされたものであるが、日本のように、首相が両院の予算委員会に出席して答弁するという委員会中心の運営下では、制度的に「不接合」であるかのような印象を与える。また、マニフェスト選挙も、英国では、選挙が行われるのは庶民院で最大5年ごとである。5年の単位で実行する政策をまとめたマニフェストを作れば良いわけであり、マニフェスト作成のための国庫補助も行われている⁽⁹⁶⁾のであるが、日本では、国政選挙ごとにマニフェストが作られ、その間隔が1年ということもあった。英国では、内閣が信を置く議院は、選挙された議院、すなわち庶民院のみであるが、日本の場合は、選挙された議院が2つあり、また、総理大臣はどちらの議院の議員でも良いという日本型の議院内閣制の特徴によると思われるが、整理する必要はあろう。

おわりに

図のとおり、これまで何らかの形で英国や旧自治領の支配を受けた国は、66か国あるが、そのうち、16か国では、独立時の憲法が今もなお有効であり、かつ英国の政治制度を現在も採用している。カナダ、オーストラリア、ニュージーランドと西インド諸島、オセアニアのいくつかの国である。共和制に移行したが英国型の議院内閣制を採用している国は、13ある。アフリカ

の国々は、独立当初は、これら2つの英国型を採用した国もあったが、時を置かずに完全な共和制に移行している。

では、英国の支配を受けない国で、新たに英国型政治制度を採用した国はあるのか。1991年のソビエト連邦崩壊後、カザフスタンのナザルバエフ大統領が採用を表明したことがあったが、実現しなかった⁽⁹⁷⁾。英国の植民地という過去を持たず、英国型政治制度をモデルとして取り入れたのは、日本くらいしかないのではないかと思われる。

日本が英国の政治制度を参照した3つの時期のうち、明治期は、世界への波及という意味でまさに英国型政治制度が頂点に達した時期であった。また、敗戦期は、次の「独立の時代」が到来する前であった。第3期の参照は、それぞれの国において英国型制度が様々な形に変化した後のことであり、英国自体も変化の過程にある時代であったのだが、それにもかかわらず英国をモデルとした時代であった。

英国における改革、とりわけ、貴族院改革における「選挙された議院」への志向に関しては、西インド諸島以外の英国型政治制度を採用する国の多くが、連邦制を二院制の根拠とする中で、連邦制によらない選挙による第二院を有する日本が、一つの先例を提供するのではないか。そんな風に英国の制度を参照してきた者は夢想する。

(さいとう けんじ・専門調査員)

(95) 齋藤憲司「英国における政権交代」『レファレンス』707号, 2009.12, pp.15-16. <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200912_707/070701.pdf>

(96) 同上, pp.19-20.

(97) Rhodes et al., *op.cit.*, p.20